

第五章 荘園社会における寺社と宗教構造

Ⅰ 播磨国伊川上荘を素材として

序

ここまで四章にわたって、荘園社会における宗教の基本要素を検討してきた。すなわち、①寺堂における法会、②鎮守を含む神祇の複合、③在地領主の氏神・氏寺、④荘鎮守と領主権力、等の要素である。特に④に関しては、在地社会の実態に注目した結果、領主支配を直接に体现する場としての限界を指摘した。では、以上の考察を踏まえた場合、荘園社会には総体として如何なる宗教構造が存在したと言えるであろうか。領主権力からの距離を確認した以上、翻って在地社会における宗教構造そのものに、あらためて注目する必要がある。すなわち、村落寺社、氏神・氏寺、荘鎮守等をめぐる各階層の宗教動向を解明しなければならぬ。

本章では、素材として播磨国伊川上荘を採り上げ、右の課題に迫ってみたい。同荘を扱う理由は、以下の通りである。(1)荘鎮守が明確な形で存在し、関係史料も鎮守Ⅱ太山寺(中世には大山寺)に豊富に残されている。(2)中世史料に見える中小寺社が、現在も多く存続している。(3)荘官・地頭・名主百姓が存在し、史料からいずれの階層においても強い宗教的指向性を確認することができる。村落寺社と氏神・氏寺の判定・弁別には問題を残すものの、ここまでの考察の総括を指すという目的からすれば好個の素材である。

伊川上荘については、東郷松郎による論考がほぼ唯一のものであるが⁽¹⁾、領家の確定や荘園の内部構造、太山寺を含む寺社の存在形態については、ほとんど明らかにされていない。そこでまずは、ここまでの方法論に則り、荘園の形成過程と寺社の関係を確認することから始めよう。

第一節 伊川荘の成立と領主

(1)立券過程と領家の確定

平安期における伊川荘の領域は、播磨国明石郡明石郷の一部であったと考えられる。「太山寺文書」保延三年(一一三七)四月二十一日の施入状写には、次のように記されている⁽²⁾。

【史料1】

一 小寺嶋

明石郷領宗岡重貞等

合七段 八在十七条十方廿坪

△東限原 南限寺嶋▽
△西限溝 北限沢▽

右件嶋、重貞相伝所領也、然太山寺新堂仁限永年、眼是安穩為
後生芥、奉施入仕者也、破壊公損之後二八何人モ修理セン、仍
為後日沙汰施入、依立券文進、以解

保延三年四月廿一日

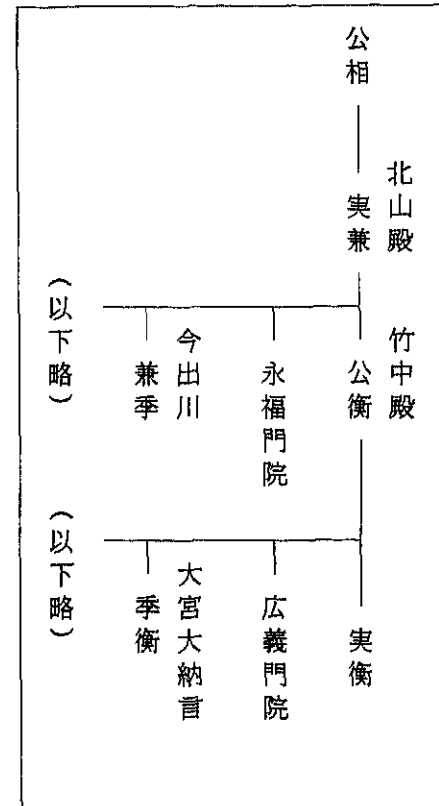
宗岡重貞 判 佐伯武重 文屋吉国 判
僧立元 僧永徹 公文韻緒

末尾の連署は、在地の保証および大山寺僧の合意を示すものであ
ろう。施入者の宗岡重貞は「明石郷領」であり、その「相伝所領」
は「小寺嶋」「十七条十方廿坪」に存在した。「小寺嶋」は現在の
伊川谷町小寺に他ならず、そこに明石郷の十七条十坊が存在したの
である。これより後の寄進状によれば、伊川荘の内部には十七条十
坊の他、十六条九坊、十七条十坊が存在した（別表1）。特に十六
条九坊は、永仁六年（一二九八）十月二十一日預所沙弥某田地寄進
状写の追筆註記により、長坂にあったことが分かっている⁽³⁾。東
播平野の条里制については、谷岡武雄・山田安彦の研究があり⁽⁴⁾、
条里線の傾きは東へ約二〇度、条は西から、坊は南から数えるとい
う規格が示されている。これと先の情報を勘案すると、右の条坊は
斜めに連結し、伊川中流域の池上・長坂・小寺の範囲に収まる⁽⁵⁾。
伊川中流域の沿岸に条坊制が施行されており、そこに明石郷が存在
したと見てよいだろう。

この明石郷の一部が、伊川荘となつていくと考えられるが、その
立券過程については、不明な部分が多い。寿永二年（一一八三）二
月十日の文書には、伊川荘の預所・定使・下司・公文・本家使が見
えるため、立券はこれ以前に遡ると考えられる⁽⁶⁾。寿永三年（一
一八四）五月には梶原景時が預所と地頭を兼帯しており、直前には
福原を拠点とする平家一門の所領であつたと推察される⁽⁷⁾。その
後の領家は不明であるが、鎌倉後期には西園寺家領であつたことが
分かっている。嘉暦三年（一一三二）十二月二十三日には、預所と
思われる人物から、「竹中殿・同大臣殿」の菩提のため、大山寺に
寄進が行なわれている⁽⁸⁾。この「竹中殿」とは西園寺公衡であり、
「大臣殿」は西園寺実衡を指す⁽⁹⁾。また、元弘三年（一一三三）
十一月八日には、預所清原忠民（氏力）が「永福門院・北山殿・深
草殿御家門繁盛」のために田地を寄進しているが、このうち北山殿
とは西園寺実兼を指す⁽¹⁰⁾。関係系図を左に掲げよう。

先の人名のうち、比定不能なのは「深草殿」である。系図からす
ると、実衡に当てるのが妥当なようだが、彼がそのように呼称され
た実例は見出し難い。しかし、このうち確実に領家として現れるの

が「深草姫君」であり、深草という呼称は領家を確定する作業上、重要な意義を持つ。以下、この点について考えてみたい。



西園寺家領については、既に網野善彦による考察が存するが、その一覧に伊川荘は数え挙げられていない。しかし、前述のように伊川荘が西園寺家領であったことを念頭に入れると、元亨二年（一三三二）八月十六日の西園寺実兼処分状に、それに当たると思われる記述が存する。

【史料2】

右大臣

(前略)

一 播州五箇庄内裏替修理以下公事沙汰之余剰半分八大宮大納言
 兩人半分可沙汰

(中略)

大宮大納言

(中略)

一 播州五ヶ庄内、内裏替物以下沙汰之余剰有之者、右府兩人相
 分、各半分可為私得分、替物奉行事八兩人相逢、可致沙汰也

(中略)

一 深草禪尼

假令老万足計、其足可計宛之由、可示含中宮大夫
 (後略)

文中の「右府」は今出川兼季、「大宮大納言」は季衡、「中宮大夫」は実衡を指す。得分権の記述を見れば、「播州五箇庄」と「播州五ヶ庄」が同一のものは考えられず、いずれか一方は固有名詞、一方は文字通り「五つの荘園」と考えるのが妥当であろう。すると、伊川荘は後者のうちに含まれていたと考えられる。さらに重要なのは「深草禪尼」の存在である。彼女には、実兼の意向によつて

一万疋の料がもたらされることになっており、その意向を実衡に示したという。以上を確認した上で、次の史料を見よう。

【史料3】暦応四年六月十七日深草姫君女房奉書（「現」二九）
ふかくさのひめ君の御りやう、はりまのくにい川上庄のうち、ふせのはたのりやうけしきの事、けんたう二世の御一もんの御いのりのれう所のために、大山寺へなかく御きしんさふらふ、さらにさうあるへからず候、めむ々々の御ほたい、よく々々とふらひ申されへきよしおほせにて候
りやくおう四年六月十七日

【史料4-1】年月日未詳某安堵消息案（「旧」五三）

大さむし申し川の上庄のうち、ふせのはたの事、こふかくさ殿、御きしんにまかせて、しさいあるへからず候、あなかしこ々々

ほり川中将殿へまいらせ候

【同1-2】貞和三年六月二十四日広義門院寺領安堵状（「現」三二）
広義門院領播摩国伊河上庄内布施畑村事、任深草殿御寄附、大山寺領知不可有相違由、仰下之状如件

貞和三年六月廿四日

右中将 〇

院主仙円律師御房

史料3によれば、暦応四年（一三四一）六月段階の領家は「ふかくさのひめ君」であったが、史料4-1-2によると貞和三年（一三四七）六月以前に広義門院領となつている。史料4は代替り安堵を示すものであるが、その根拠は「こふかくさ殿（故深草殿）と御きしん」「深草殿御寄附」によると言う。史料3の「ふかくさのひめ君」は「深草殿」と同一人と考えるのが妥当だろう。「深草殿」の呼称は、先に見た通り元弘三年（一三三三）十一月以前に遡るが、これはもともと男性に対する呼称であり、そこに住する女性であるという理由で、「深草姫君」にも「深草殿」という呼称が用いられるたものである。また、この人物と先の「深草禅尼」は同一人か、親子関係にあったと考えられる。

以上から、次のような領家の推移を考えることができる。

まず、西園寺実兼の領家職が、元亨二年（一三二二）八月の処分状によつて兼季もしくは季衡に移り、一万疋の料に当てるため、実衡との合意により深草禅尼に移行した。深草禅尼もしくは深草姫君は、貞和三年（一三四七）六月以前まで領家職を保持したが、死去により広義門院に移った。呼称の実例は見出し難いが、西園寺実衡を「深草殿」と考えれば、深草禅尼はその伯叔母もしくは姉妹と考えられ、死去によつて領家職が広義門院に移動する理由も理解しや

すいだろう。

以上、鎌倉後期の領家が西園寺家であったことを確認したが、では、それはどの程度まで遡らせることができるであろうか。これに関して重要なのは、寛喜三年（一二三一）四月日付の二通の領家下文写である¹⁵⁵。同史料には、「橘朝臣」「預所刑部丞」の署が存在する（写なので花押は確認不能）。ここで伊川荘が西園寺家領であった可能性を念頭に置くと、この人物はこの後に「刑部大輔」を名乗り、西園寺家の家司として安芸国沼田荘の預所を務める橘知宣もしくは知仲に比定できるのではないだろうか¹⁵⁶。さらに、伊川荘に関する貞応四年目録および天福取帳が存在したことを考え合わせれば¹⁵⁷、一二二〇年代に伊川荘が西園寺家領として編成されたことが推測できる。すなわち、ほぼ鎌倉期を通じて、伊川荘は西園寺家領であったと考えることができるのである。

(2) 荘園の組織と荘官・地頭層

伊川荘の領域については、建保三年（一二一五）以降、しばしば「伊川上庄」という記載が見られるが、全て大山寺領となつた奇進地等に限られ、現地比定の可能なものは別図1のようになる。いずれも伊川の上・中流域沿岸の地であり、これより下流の伊川谷地域が「下庄」と称されたと推測される。ただし、この地域が領家によって如何に把握されていたかは不明である。

次に、荘園の組織に注目してみよう。前項に述べたように、寿永二年（一一八三）の文書には、預所・定使・下司・公文・本家使が見え、翌年には預所を地頭が兼帯することになっている。伊川荘は、領家側の荘官組織と地頭御家人が存在する一般的な公家領荘園と考えることができる。

別表2に示した通り、鎌倉初期には梶原景時が預所と地頭を兼帯したが、その後の預所には橘・中原・紀・清原氏、地頭および地頭代には中原・藤原氏がついている。当初は関東御領であったが、領家・預所職が公家層に返付されたものであろう。その後の預所は、橘氏のように西園寺家の家司的な立場にあると推測できるが、地頭については複雑な就任状況が見られる。まず一二二〇〜三〇年代にわたって、中原景親・刑部卿局・河津伊豆守尚景など、幕府中枢に近いと思われる女房や御家人層が地頭職に就いている。この時期にはその時々功によつて、地頭職が將軍から恩給されていたことを示すだろう。その後は「景」を通字とする藤原氏が地頭代をも務めたようである。一時的な恩給として地頭職を与えられる段階から、御家人が在地に土着していく段階への移行を示すものであろう。地頭による寄進状の内容を見れば、彼らは領家とは決して敵対的な関係にはなかつた。安芸国沼田荘の小早川氏が、領家たる西園寺氏に

表1 伊川荘における諸職の所有者

年次		預所	地頭	公文その他	出典
寿永2年	1183			庄公文某・本家使藤原某	旧3号
寿永3年	1184	平朝臣(梶原景時)	平朝臣(梶原景時)		旧4号
文治3年	1187	平朝臣(梶原景時)力	平朝臣(梶原景時)力		旧7号
貞応2年	1223		地頭代藤原某・中原某		旧17号
安貞2年	1228		中原景親		旧19号
嘉禎2年	1236	左衛門尉中原朝臣	正地頭刑部卿局		旧24号
嘉禎2年	1236		地頭景隆		現1号
嘉禎4年	1238		伊豆守尚景力		現2号
文永1年	1264			公文右近尉藤原某	現4号
文永4年	1267		地頭御代右近将監友永	公文左近将監貞守	旧27号
弘安6年	1283		藤原景氏		現7号
弘安10年	1287		地頭代藤原景頼		現10号
正応2年	1289	左衛門尉紀某			現12号
永仁1年	1293		左衛門尉藤原有忠(地頭代力)		現13号
元応1年	1319		地頭御代官僧吉綱		現16号
嘉暦2年	1327		地頭御代官藤原某		旧40号
元弘3年	1333	左衛門尉清原忠民(氏)			現22号
建武1年	1334			公文法橋快承	旧45号
建武1年	1334	忠氏(清原力)・雙守			旧47号
暦応2年	1339		左衛門尉藤原(高倉)範 仲・藤原範保朝臣		旧50号
観応2年	1351		左衛門佐(高倉)範仲		現36号

よつて被官化されていたのと同様の事態が、伊川荘においても起こっていた可能性は否定できない⁽¹⁸⁾。

次に、名主百姓の組織を見よう。「上庄」の領域に限られるが、鎌倉末における次の史料により、鎌倉前期の状況が推測できる。

【史料5】元亨三年代官法橋覺清下知状写（「旧」三五）

伊川上庄名主等、為延与成末相論志水尻田四十代事

（中略）如成末申者、件田天福以前、為延一名之条勿論也、其故者、成末曾祖父上座之時、為延・成末・明住・延正名等、皆以一円領知名主職也、然者彼四名孫子配分之後者、令勲仕処各別御公事也（後略）

名田について天福年間（一二三三〜三四）に画期が設けられているのは、先为天福取帳の存在と関連するだろう。この時に西園寺家領としての編成がなされたが、為延・成末・明住・延正の四名が名主職を「一円領知」という以前の体制は、そのまま認可されたと考えられる。以後は、名主職および名田が子孫に配分され、各々「公事」を勤仕することを以て名主と公認されたのである。

以上、鎌倉期における伊川荘の状況を考察した。簡略にその内容をまとめておこう。伊川荘は、上・下荘という領域分割を有し、天福年間に西園寺家領として編成された。預所は西園寺家の家司の立場にある中下級貴族が務める一方、地頭には中原・藤原氏の両系統があり、後者は公文を務めるなど領家との融和的な関係を保った。上荘に限られるが、名主は当初四名の体制であり、鎌倉期を通じて相伝により名主職および名田が分割されていく。以上を踏まえた上で、次節以下では特に荘鎮守の立場にある大山寺の存在形態について、考察を加えることとする。まず、上部権力による大山寺の把握について観察してみたい。

第二節 大山寺と領家・本寺権力

(1) 立券以前における大山寺の存在形態

播磨国明石郡の太山寺（中世には大山寺）は、伊川荘の立券以前に公領明石郷の寺院として存在していたと思われる。前掲の保延三年（一一三七）四月二十一日の宗岡重貞等連署畠地施入状写によると、「明石郷領」の意志によつて太山寺の「新堂」（阿弥陀堂）へ七段の島が寄進されている。平安末期には、郷領層の信仰を集める寺院であつたと考えることができる。また、建久五年（一一九四）八月日領家書下写には、次のように記される⁽¹⁹⁾。

【史料6】

(外)

一 下 田所 寺ヨリ申状下題也
 件免田、雖非指国免寄免、既曆年序云者、於本免参町伍段肆拾伍
 代者、早任本立用可令勘合之状如件

目代 一 在判

建久五年八月 日 大山寺衆徒等

僧琳秀判

静裕

应進

冒頭の「一」「寺ヨリ申状下題也」は、筆写された時代のもの
 あるが、それを差し引いても、形式の上で問題の多い文書である。
 まず、発給者は「目代」であり²²⁰、領家書下という文書名には疑
 問が残る。また、目代の署判が年月日の行前に来ており、他にも僧
 名を連署追筆した文書が存在することから、年月日以下の行は後の
 追筆・錯簡である可能性が高い。

次に内容を見よう。文書は大山寺からの申状を引き、「件免田、
 雖非指国免寄免、既曆年序云」と記す。「国免」とは、公領の時代
 に国司から免除を受けていたことを示すだろう。しかし、年月日以
 下の行が錯簡である可能性を念頭に入れると、本文の部分は公領で
 あった時代に発給された文書であり、本免の勘合が国衙の田所に命
 じられたものと考えられるのではなからうか。この想定の当否は置
 くとしても、大山寺が明石郷において郷領層の信仰・寄進を受け、
 国免の所領を有する寺院であったことは確実である。

鎌倉期の勸進状における寺伝によると、大山寺は藤原鎌足の子・
 定恵が開山、藤原宇合が開基となつて、靈龜・宝曆の頃に草創され
 たという²²¹。すなわち、宇合が眼疾を患った際、一日のうちに七
 ケ所の伽藍を創建する願を立て、七仏薬師を安置したうちの一つが
 大山寺であるというのである。しかし、発掘調査によつて当初の伽
 藍配置が法界寺式と考えられること、寺域の内外から平安以前の礎
 石・瓦などが発見されていないことなどから、実際には前掲の施入
 状写が示す保延三年(一一三七)を遡らない時期に創建されたと思
 われる²²²。この時期に「新堂」すなわち阿弥陀堂が建てられてい
 るのは、この前後に伽藍の整備が行なわれつつあったことを示すで
 ある。こうして建立された大山寺は、伊川荘の立券により、その
 領域に含みこまれることとなる。ここまで検討してきたような、領
 家による編成が予測されるが、大山寺の場合、さらに別個の高級権
 力も存在した。すなわち、本寺たる延暦寺の存在であり、それは領
 家との関係とは別の次元において結びついていたのである。次項で
 は、領家・本寺との関係を考察し、その編成原理の異同を明らかに
 することとする。

(2) 領家・本寺との関係の併存

伊川荘および大山寺においては、莊園の領有関係と寺院の本末関係が別個の次元で展開していた。「華頂要略」五五、建暦三年(一二一三)二月日慈鎮所領議状案(『鎌』四・一九七四)には、大山寺が無動寺の末寺として見え、『吾妻鏡』建保六年(一二一八)九月二十九日条にも「天台末寺大山寺」とある。実際に大山寺僧も、「所學者、天台之教行」と記しており⁽²³⁾、また叡山文庫の摩訶止観・止観輔行伝弘決にも「播州明石郡 大山寺」「播州明石郡 從大山寺寄進畢」の奥書を持つものが存在する⁽²⁴⁾。鎌倉初期の段階で、大山寺は既に天台の末寺として編成されていたことになる。

これは、円勝寺領である筑後国鷹尾別符の鷹尾社が、高良社の末社であったことと同様の事態であり⁽²⁵⁾、莊園の領有が寺社の本末関係を完全に排除・分断し得なかつたことを示す。さらに重要なのは、莊鎮守が領家とは別に本寺本社を頂き得たという点である。両者を重ねようとする見解もあるが⁽²⁶⁾、莊鎮守を通して本社を宗教的に仰ぐことと、領家の支配を仰ぐことは別系統の行為であり、領家による莊園支配と莊鎮守のそれは、多分に解離する可能性を有しているのである。この点について、各主体と大山寺との関係を整理しつつ、考察を加えておきたい。

まず、領家は前章で提示した手続きと同様、大山寺に三町五段四十五代の本免を保障し、以後も所願に即して馬上免や寄進地を与えている⁽²⁷⁾。親族の死没に際して、菩提を祈願する修法のための寄進が特徴的である⁽²⁸⁾。さらに領家は、檀越としての立場で、寺財と寺域の保護を下知し得た⁽²⁹⁾。

【史料7】

(花押)

仰出 伊河上庄大山寺住僧等所

早任先御下知旨、可令停止条々子細事

一 寺田段別事 一 押取寺内菓子事

一 寺中大門竹林切取事 一 寺在家人等被召仕事

一 寺在家人等桓内菓子被押取事

一 寺内山殺生禁断塚中被狩事

右於件条々子細者、奉廻向当山葉師如来御宝前之処也、雖後々末

内山

代、不可有違犯、且至庄内新田者、為亡父御菩提、令寄進畢、但

々々

寺在家人逃亡跡二八、猶人を可踞置之処、称無足蟲、令耕作之由、有其聞、甚無謂、若逃亡跡出来者、速可踞置人也、又寺内犯科人

出来時者、可令出寺中者也、若於令拘惜者、可為寺僧等同罪也、
仍条々下知之状如件

建治貳年潤三月廿六日

袖判は同年五月の下文と同形であり、後者は大山寺への寄進を告げ、かつ「御代官」の進退権にも言及しているので、史料7も領家によるものと解する他はない。「亡父御菩提」の文言に注目するならば、領家は西園寺実兼に比定するのが妥当と思われる³⁰。寺田・寺内の菓子（果実）・竹林の保護、寺内山の殺生禁断、寺在家人（寄人か）の保護が言われており、広義の寺界と寺財を保護する下知と解される。しかし、寺内法には言及しておらず、文中の「寺内犯科人」も、世俗的な罪科に関わるものであると考えられる。

組織原理に関しては、本寺からの影響が圧倒的である。鎌倉期の大山寺には、僧伽の筆頭として院主職と学頭職があり、当初は叡山僧が兼帯することになっていた³¹。一方、伊河荘北方に接する榎谷の如意寺は、比叡山東塔北谷の末寺であり、延暦寺政所下文を受ける他、比叡山「学頭」の指示を仰いでいた³²。院主や学頭の職は、本寺組織からの下降分有と見ることができよう。

寺内法についても、領家からの影響はほとんど認められない。後節でも検討するが、ここで貞和二年（一三四六）の大山寺規式を概観しておきたい³³。同規式は、「寺僧行儀事」「諸方寄進寺領事」「竹木不出事」「為当沙汰人、寺物等私不可借人事」「散用状事」「当寺公文事」「毎年内検事」などの箇条を有するが、末尾は次のようになっている。

【史料8】

右、守此規式条々旨、可勤行、若於違犯輩者、追出寺院、可放寺僧号者也、若偽申候者、

奉始梵天・帝釈・堅牢地神、惣日本国中大小神祇、殊当庄総社大明神・当寺三所権現御罰於可蒙心中者也、仍起請之状如件、

貞和二年六月十九日

（異筆）

「尤其謂候也、

左衛門佐藤原範仲（花押）」

すなわち、規式は寺僧集団の自主的な起請によって成立し、その起請文を預所（高倉範仲）が承認するという形式をとっている。寺内法や組織の面では本寺の影響が大きく、領家はあくまでそれを追認し、外護する立場にあったと言えるだろう。大山寺は領家の末寺

ではなく、あくまで祈禱寺の立場にとどまったと見るべきである。これは、公家領荘園における領家と荘鎮守の関係のモデルであり、領家による宗教支配が、実際には荘鎮守による宗教支配にすり替わっていることを示すものである。では、荘鎮守の宗教支配とは、具体的に如何なるものであろうか。次節においては、荘鎮守たる大山寺の内部組織について、より詳細に観察してみよう。

第三節 大山寺と在地寺社

(1) 大山寺の組織と經營

ここでは、大山寺の伽藍および組織について概観することとする。まず、承元三年（一二〇九）八月二十七日夜の火災で全焼した堂舎には、次のようなものがあつた。

【史料9】

（前略）

△大畧▽

本講堂△一字 本尊薬師仏并地藏四天王等像各一軀▽ 釈迦堂一字△皆金色丈六▽ 阿弥陀堂一字△石仏半丈六▽ 鐘樓一字△并推鐘一口▽ 食堂一字△文殊像▽ 宝殿一字△熊野・金峯・白山并護法等▽ 押殿一字
（後略）

弘安八年（一二八五）に再び火災を蒙るものの、伽藍には基本的に講堂・釈迦堂・阿弥陀堂・鐘樓・食堂・宝殿・押殿が存在した。特記すべきは宝殿の鎮守であり、熊野・金峯・白山の三所権現は、荘内の惣社大明神とともにしばしば起請文に登場している。観念的にはこの三所権現が伊川荘の鎮守であり、それは寺院に囲い込まれた神祇という形態をとっていた。しかし、近傍の如意寺のように日吉十禅師社が祀られる形態³⁵ではなく、熊野・金峯・白山は従前の末社・小祠を吸収したものである可能性が高い。これは在地に根付きつつあつた神祇を、寺院が吸収し習合した形態と評価される。次に僧伽の組織について見よう。次の史料は、年月日未詳の覚書であるが、僧名から推して南北朝期のものと思われる。

【史料10】年月日未詳覚書（「旧」一六）

一 (1) 山僧宰相法印△実名進範 西塔南谷桂藏坊 侍従法印実名

進西 当寺学頭▽ 乘明坊△大夫志進▽ 当寺院主△付之▽

正見△実名賢進▽ 今大坊 坊主△里出之後▽ 三子△等在之▽

玉造大輔法橋△実名阿源▽ 三開治部法橋△実名承円▽ 小寺

賢応阿闍梨入実名性慶▽ 子了達阿闍梨入実名明信▽ 子刑部
入令早世之間▽ 阿源聲入平野藏人入道西蓮▽ 入子息▽ 円
照房に了達遺跡田島等令讓与之處二、元弘之比諸国一同合戦之
時、同三月廿一日從播州軍勢等京入之時、七条大宮ニテ令打死
之間、今者大藏入実名源英▽令相伝之處也

一 小寺島者、当寺丈六堂為灯油料入于時▽保延三年入丁巳▽卯
月廿一日宗岡吉貞等寄進状入在之▽ (2)当寺院主兼学頭之故、
於彼了達垣内島等、自寺応進ニ被付之處也

(後略)

割註の付け方に不適切な部分があるものの、大山寺における組織の概要がうかがえる史料である。前述したが、(2)によれば、僧伽の筆頭として院主職と学頭職があり、両者は兼帯の職であった。(1)から、当初は延暦寺の僧侶がその地位に就いたことが分かる。

史料の時期は下るが、前掲した貞和二年(一三四六)の規式起請文により、大山寺の組織を見よう(38)。

【史料11】

大山寺規式条々

一 寺僧行儀事

於修学者々、專頭密行学、至行人者、可成昼夜勤行事

(中略)

一 散用状事

如往古例者、当沙汰人有限收納下行散用状、正月廿日満山会合之時披見之、致善惡評判之處、近年仏物已用人、為遁自科、相語当沙汰人、整出自由之散用状事、仏神照覽、尤可恐可恥、仍於向後者、当沙汰人可作之

一 当寺公文事

衆徒以十老僧、任騰次可廻之、毎年散用状、奥書可載起請之言
(後略)

これによると、衆徒には学僧(修学者)と行人の区別があり、前者は頭密の兼学、後者は昼夜の勤行が義務付けられていた。老僧のうちから公文が選出されるが、これは年行事Ⅱ政所の筆頭に当たるものと考えられる。承元四年(一一一〇)四月二十八日大山寺政所下文写には年行事三人の連署が据えられ(39)、また観応三年(一一三二)十二月八日の寺僧連署文書紛失状における連署が、以下のよう
に記されているからである(38)。

【史料12】

(前略)

観応三年十二月八日

年行事

公文

阿闍梨行宥

阿闍梨善性

阿闍梨定円

院主

権律師仙円

これにより、僧伽の筆頭は院主職、経営組織は年行事＝政所、その筆頭が公文という体制の維持されていることが分かる。史料11によれば、実務には「当沙汰人」があたり、特に年間の散用(出納)を管理するが、散用状の奥書に公文が起請の言を書き加え、毎年正月二十日の「満山会合」で評定がなされる。すなわち、行人・学僧からなる満山衆徒＝政所＝公文という組織系列、その下に実務遂行者として「当沙汰人」が存在するという形態である。行人と学侶の区別、両者を含み込む満山集會、行人沙汰所の存在は、紀伊国根来寺の組織においても確認される³³⁾。地方有力寺院における組織の基本構造を示すものであろう。

中央の大寺院の場合、別当の率いる政所系列に対し、年預所・公文所など惣寺の組織が後発し、鎌倉期には両者が二元的に存在するが⁴⁰⁾、大山寺の場合は、南北朝期に至っても政所と惣寺の組織は分裂せず、前者が後者の筆頭に立つという、ほぼ直系に近い組織系列をとっている。ほぼ同時期・同内容の文書の宛所が「大山寺院主御房」とされる場合⁴¹⁾、「大山寺衆徒中」「大山寺々僧等中」とされる場合⁴²⁾があるのは、政所を介した院主と惣寺の一体性を示すものであるろう。内部に多くの「院」「坊」を含んでいたことは明らかであるが⁴³⁾、それらの組織が肥大化し、分裂する傾向にはなかつたと思われる。

もともと「院主」とは、寺院の内部に創建され、「寺家」に従属する「院」の経営と相承を代表する存在である。「院主」のもとには、門徒・筆頭僧および院司が結集し、前者が教学の振興・相承、後者が家政機関の役割を果たすことになっていた⁴⁴⁾。末寺とは言え、大山寺に「院主職」が設けられたのは、それが寺家に対する一個の「院」の設定と意識されたからに他ならない。これは末寺制が別院制を継承したことに胚胎するが⁴⁵⁾、さらに地方末寺を「院」と位置付け、それらを含んだ総体として比叡山組織が構想・觀念されていることを示すだろう。

以上からすると、大山寺の組織について、次のように考えることができるのではないだろうか。すなわち、大山寺は構成員の規模からしても、延暦寺に対する一個の「院」であり、院主は教学の振興・相承の機能を学頭職に振り分け、家政の機能を政所に代表させた。

しかし、院主職と学頭は兼帯であり、政所の連署の末尾に院主が署判を加える形式（史料12）に見るように、政所との関係も緊密なままであった。これにより、惣寺の組織は発達するものの、それは門徒集団にとどまり、大山寺自体が「院」としての性格を強く保持したまま、中世後期に至るということである。河内国金剛寺においては、院主職をめぐって、院主と学頭が相論を行なっており、最終的に院主職は中央の女院女房に相伝され、実質的な寺務は学頭・三綱（政所）が行なうことになる⁴⁸。院主と学頭・政所の緊密性が維持されない場合の例を示すものである。大山寺の場合は、右の緊密性を維持し得たために、政所を介して院主と惣寺が、あたかも門派集団であるかのような外観を呈したものと考えられる。

(2) 荘内寺社の編成と荘鎮守への階梯

以上が狭義の大山寺の組織であるが、大山寺は荘園内部においても、さらに周縁的な組織を付随させていたように思われる。前掲の年月日未詳覚書には、次のような条目が存在するのである。

【史料13】

一 惣社大般若経供僧等者、当寺常住僧乘明入実名V応進・智養坊入実名V琳秀・禅養坊入実名V静祐・龍養坊入実名V明祐等也、里出之時、持出之後、員外非分之輩、我在家俗人等、号相伝之間、自寺訴申本所之処、沙汰人公方（文力）被下尋之間、証文明鏡之間、被付当寺畢

荘園内部の惣社大明神（現・伊川谷町上脇）には、大山寺僧のうちから大般若経供僧が宛てられており、それはほぼ鎌倉前期の年行事に政所の構成員に相当する。しかし、彼らは「里出之後、持出したため、大山寺と「員外非分之輩」「在家俗人等」との間で訴訟が起こったという⁴⁹。惣社大明神の大般若経田および仁王般若経田をめぐって、大山寺住侶らと「員外之非分之族」「員外之俗人等」との相論が展開されるのは、建武元年（一三三四）六月のことである⁴⁸。原因は「近年住侶等之内、或令譲与、或依沽却、員外之俗人等、皆以相伝件料田」、つまり大山寺僧が料田を俗人に譲与・沽却したことにあるが、一通の文書の追筆は、この間の事情を次のように伝えている⁴⁹。

【史料14】

一 以此状、里僧等当寺住僧等タル時、当住間老僧等彼供僧ニテ持来ル、当寺不住之時、里へ持出之後、彼時雜掌之状ニ引替テ背梶原之寄進状押妨之間訴申時、自本所、度々之被還付之御下

知在之、為末代住僧等存知云々、里之号供僧出状ハ可被置者也

文中の「此状」とは、惣社大明神に対する領家の寄進状（免状）である。「雜掌之状」の存在は確認できないが、「梶原之寄進状」の方は、寿永三年（一一八四）五月日の四季大般若經轉読料田寄進状のことであろう⁶³。右の史料と、史料13を重ねて勘案すると、次のような事情があつたことが想定できる。まず、惣社大明神の大般若經供僧であつた年行事⁶⁴政所の構成員の幾人かが、大般若經田および仁王般若經田の寄進状を保持したまま、寺外の「里」へ出て「里僧」となつた。彼らは、料田を在家人・俗人に譲与もしくは売却し、「雜掌之状」によつて安堵を受けた。これによつて「梶原之寄進状」が保障した、大山寺僧の料田所有も否定されることになつた。根本的な要因は、寺僧が大山寺から「里」に出たことにあると言えよう。では、この「里」とは何か。

承元三年（一一〇九）八月、年行事であつた智養房琳秀は、自身の長年の功勞を「山・里二注申」して、罪科を逃れようとした⁶⁵。すなわち、広義の大山寺の組織には「山」と「里」が存在したのである。先の経緯を考えれば、「山」は大山寺そのものであり、そこから外れた部分が「里」であることにならう。こうした対照表現に対応すると思われるのが、「大山寺并大谷寺兩寺」「大山・大谷此兩寺」「大山・太谷寺兩寺」⁶⁶という史料文言である。この大谷寺とは、現・伊川谷町小寺の天台宗寺院であるが、かつては北東一キロの頭高山頂に位置したと伝え、字名「大谷」もここに存在する。寺伝では大山寺と同様に定惠の開山とするが、大山寺の末寺もしくはは別所的な存在であり、これを「里」と考えることができるのではないだろうか。その機能としては、惣社大明神の供僧の居所、在家・俗人への対応などが考えられる。その名の示す通り、山に対する「里坊」であり、高野山で確認されるような山麓の寺家政所にも比される存在であろう⁶⁷。高野山の場合、それは參詣路の起点であるとともに、所司として広く住人層をも含みこんで經營がなされるという性格を有していた。こうした周縁を含み込んだ集団が、広義の大山寺の組織として位置付けられる。

重要なのは、地理的にも懸隔のある惣社大明神が、大谷寺を媒介として、大山寺の組織に組み込まれている点である。その名の示す通り、惣社は国衙による祭祀の影響をうかがわせ、もともと大山寺とは別個の主体であつたと思われる。特にその氏子團は現在、伊川谷町の全域すなわち伊川上・下荘の領域に亘つており、惣社が一带の原初的な鎮守であつたことを推測させる。しかし、『明石記』に「惣社大明神は大山寺の定喜が創建した」という伝承が存在するよ

うに、鎌倉期以降は大山寺との結びつきを強め、大山寺三所権現と

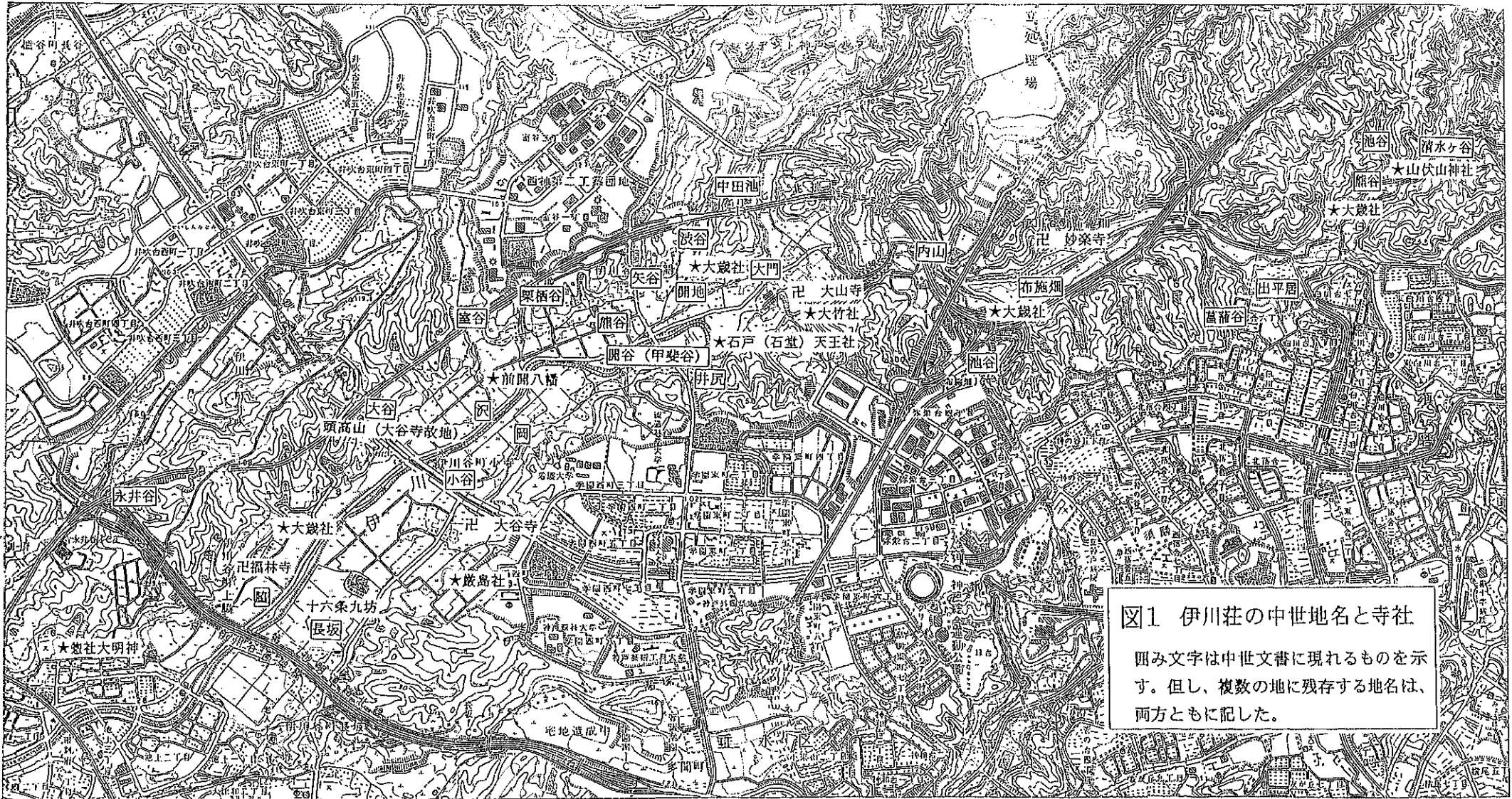


図1 伊川荘の中世地名と寺社

囲み文字は中世文書に現れるものを示す。但し、複数の地に残存する地名は、両方ともに記した。

ともに伊川荘における鎮守の双璧として意識されている⁶⁴。これは原初の地域的鎮守に対して、後発の大山寺が介入・吸収を行なった結果として評価できる。このような手続きを経た上で、大山寺は荘域における鎮守の二次的形態として君臨したのである。

このような事態は、さらに荘園内部の他寺社にも及んでいた。すなわち、荘園内部の「敷金寺」の免田に関する文書を、大山寺が保持しているのである⁶⁵。免田を買得たのであれば、寺名を記す必要はないので、これは大山寺が敷金寺の寺財を管理した、つまり同寺を末寺化した事実を示すであろう。

伊川荘に多くの寺社が存在したことは、領家から「伊川御庄諸寺社馬上免」が給付されていることから明らかである⁶⁶。現存する寺社としては別図に示したようなものがあるが、地形等の条件からある程度の定型化が可能であるように思う。伊川荘においては、末尾に「谷」を伴う地名が多く見られ、現在それが河川名として残存していることから、小規模な谷の川筋に沿った耕地形態が一般的であったと考えられる。荘内の中小寺社は、この耕地を有する集落の単位で存在したと思われる。

上脇の集落の例を見よう。寺院としては、先の「敷金寺」と思われる天台宗福林寺があるが、無住であり、また多くの一石五輪塔が見られることから、中世後期には集落の惣墓としての性格を持ったと思われる。一方、集落の氏神（厳密には産土神）としては大歳社の小祠があり、山腹からの湧水を祀る位置に存在する。まず集落の用水神としての性格が看取されるが、「大歳」の名称に注目すれば、年神としての性格をも有すると考えられる。同社では、正月十四日と九月十二日に当（頭）の祭祀が行なわれている。特に正月の祭祀は、播磨国大部荘域で確認した大歳神の祭祀と酷似する。すなわち、苗代や田の水口に榊・杖を立て、農耕の開始を宣言する「歟初め」に相当する祭祀である。これによって、秋から春の間、社で祭られていた年神は、田の神⁶⁷農耕神に転化されると見られる⁶⁸。前開の石戸天王社、小寺の厳島社などを除けば、荘域の集落には大歳社が普遍的に分布しており、祭祀もまた大同小異である。すなわち、集落の小社が、用水神・農耕神として存在することを示す。

こうした寺社の存在形態の上に、大山寺による末寺末社編成がなされた。すなわち、ほぼ集落ごとに寺堂・小社が存在し、葬送・勸農などの機能を担うが、大山寺は圧倒的規模の組織を前提として、荘園内部におけるいくつかの中小寺社を編成・吸収している。大山寺は荘内寺社の最上位に立つことになり、葬送・勸農などの機能もより大規模な形で、大山寺に把握されることになる。大山寺と住人との宗教的関係は、もはや覆い難いものになるだろう。では、大山寺と住人との宗教的関係とは、具体的に如何なる形で展開していた

のであろうか。次節では、右のような展開を支えた俗界、すなわち荘園内部の諸階層と大山寺の具体的関連について、特に修法・祭祀に焦点を当て、考察を加えることとする。

第四節 大山寺における諸階層の結集

(1) 諸階層による寄進の展開と意義

大山寺は、組織の面ばかりでなく、経済の面においても他に比して超越的な構造を有していた。その経営基盤は本免の田島であるが、領家・預所・地頭・名主の各階層から、中世を通じて夥しい寄進を受けている（別表2）。大山寺はこの寄進状に基づき寺領を形成し、内検を実施して独自の徴収を行なっていた⁶⁵。時期は下るが、天文十二年（一五四三）の内検取帳目録が存在し、そのうち矢谷・千部経田・散在荒野新田・敷金寺田などの田島が、鎌倉期の寄進状の数値と一致している。伝存していた寄進状と坪付が、目録に組み込まれたものと解釈される⁶⁶。当然ながら、寄進の展開は寺領と直結する組織と修法・祭祀の拡充過程でもあった。

別表2に整理したように、「庄内興福万民快樂」という定型句の他⁶⁷、朝廷・幕府の息災祈願、官職の所望、先祖の追善、家門の繁盛など、各階層の様々な所願に基づいて寄進が行なわれ、それが法会の盛行をもたらしている。諸階層からあまねく寄進が集中する点は、荘園内部の他寺社には見られぬ特質である。これは、領家の権威によるものではなく、本寺から分有された宗教的威厳、具体的には所願に応え得る修法・祭祀の設定によるものである。

別表2によれば、学頭料・仏性灯油など日常的な費用や堂舎の修理料の他、大般若経転読・千部法華経読誦・四季八講・仁王講・仏名会・不断護摩・本尊の毎日御仏供・十二灯勤修・放生会などの料田が確認される。寄進状においては、発給主が修法・祭祀の設定を明言しており、寄進に先立つ寺僧との合意が推測される。また、大山寺の側も、寄進主に対し門戸を開いていたように思われる。前掲の規式には、次のような条目が存在する。

【史料15】

一 為寺大旦那之時、費寺物者恒例也、其外為私客人、不可下用事

おそらく「大旦那」は、荘官・地頭などの寄進主であり、聴聞などのために来寺した際、寺僧からの供応を受けたのであろう。それ以外にも「私客人」があり、多くの俗人の出入りが想定される。

一方、名主百姓にとつても、大山寺は無縁な存在ではあり得なか

表2 寄進・安堵状にみる大山寺領の集積過程

	年月日		文書名	寄進地	田数	所願	備考
1	保延 3・4・21	1137	宗岡重貞等連署施入状写	明石郷17条10万20町	7段	眼是安穩・為後生菩提	太山寺新堂へ寄進
2	寿永 2・2・10	1183	本家使・公文連署田地寄進状写	「宗 延永内」	6段45代	当庄御寺家・預所・定使・下司并公文百姓等、息災延命・福寿長久・各願円満	惣社大明神二季大般若経読料
3	寿永 3・5・	1184	地頭兼預所田地寄進状		1町2段	天下泰平・四海静謐・地頭・領家以下庄民快樂	太山寺四季大般若経読料
4	文治 3・5・	1187	梶原景時寄進状写	荒野	5町	關東武威安全祈禱	太山寺講堂修造料
5	建久 5・8・	1194	領家書下写	本免	3町5段45代		領家による外題安堵
6	承元 4・4・28	1210	太山寺政所下文写	龍谷池之尻荒野			仏性灯油料
7	建保 3・10・	1215	領家下文写	得田	3町5段40代		本免の免除確認
8	貞応 2・10・4	1223	地頭代連署寄進状写	龍水原新田	1町	領家・地頭・預所御祈禱	当作は40代
9	嘉禄 三・7・14	1225	藤井正則荒野宛行状写	医谷荒野	5段		太山寺灯油料
10	安貞 2・6・30	1228	地頭中原景親施入状写	新田	2段	庄内安穩・御貴官榮耀・御寿命長遠・二世求願成就円満・衆病悉除・身心安楽・求長寿得長寿・求官位得官位	太山寺本尊薬師如来・鎮守三社・五所護法の毎日御仏供料
11	寛喜 3・4・	1231	領家（預所）下文写	荒野	5町		太山寺講堂修造料
12	天福 2・8・19	1234	某（領家）下文写	免田	1町3段		去年勘落分の復歸
13	嘉禎 2・3・8	1236	地頭景隆田地寄進状	宿堂天王社前并尻	2段20代	二世所願、衆病悉除、庄内興福万民快樂	毎日仏供灯油料田
14	正嘉 2・10・27	1258	領家下文	内山新田	5町	不退行法、御祈禱	荒野開墾に随いて免除を加う
15	正嘉 3・2・8	1259	某（地頭代力）灯油田寄進状写	散在新田			毎月八日十二灯勤修の灯油料田
16	文永 三・12・	1264	公文・御使新田寄進状	大山寺開墾新田	1町		開墾荒野の免除
17	建治 2・三・26	1276	地頭（景親力）下知状写左	新内	2段	亡父御菩提の廻向	太山寺仏供田
18	建治 2・5・	1276	領家下文	龍谷新作田	4段10代		毎月八日御灯油・御仏供料田
19	弘安 4・8・10	1281	左衛門尉景定書下写		2段		放生会田
20	弘安 6・1・27	1283	地頭景氏田地寄進状	地頭新作田上田	1町	天長地久・御願円満、法界衆生・平等利益	毎年千部法華経読誦御布施料田
21	正応 2・11・23	1289	預所左衛門尉紀某	龍谷門谷以下新作田	3町10代		太山寺学頭料田
22	正応 3・11・27	1290	左衛門尉某田地寄進状写	15条8万18町	1段		大山寺阿弥陀堂修正料田
23	永仁 三・8・15	1293	左衛門尉藤原有忠田地寄進状	龍谷	3段	現在安穩	大山寺仏性田灯油田
24	永仁 6・4・22	1298	沙弥常念田畠寄進状	龍水原・荒野	本田40代、新作田30代	現当二世悉地成就	
25	永仁 6・10・21	1298	預所沙弥某田地寄進状	16条9万 開墾龍水原	45代 40代 同上		數金寺免田、修理興行・供花灯油
26	正安 三・11・	1299	地頭代官僧田地寄進状写	同上			同上
27	元応 三・11・18	1319	地頭代官吉綱田地寄進状	龍谷畑内出平居荒野		關東將軍家殿中御息災・御寿算、武威安全御願、成就自身心中現当二世所願、庄内興福万民快樂	大山寺鎮守権現四季八講料田

28	嘉曆 2・6・26	1327	沙弥願仏(為延)田島寄進 状写	正力田島下作職		願仏後生菩提	本尊薬師如来・三所 権現に寄進
29	嘉曆 3・12・23	1328	沙弥長運田地寄進状	貞真名内 17条10方27坪	1段	天長地久御願円満、竹中 殿・同大臣殿・長運先祖 同父母等頓證菩提	大山寺法華経転読料 田
30	元弘 3・11・8	1333	預所清原忠民田地寄進状	矢谷口	1段20代	朝家御願円満、永福門院 ・北山殿・深草殿御家門 繁昌千秋万歳御寿算・左 衛門尉忠民心中所願円満 成就	大山寺本尊毎日仏供 料田
31	建武 元・3・8	1334	領家御教書(寄進状)写	公田常木 塚井谷・壱谷		現当御祈祷	
32	建武 元・6・11	1334	領家御教書写		1町2段		大般若田・仁王講田
33	建武 元・6・	1334	太山寺衆徒等書上状写		1段		大般若講田
34	延元 元・3・8	1336	左少将藤原某田地寄進状	淡路國榎並郷地頭方	2町		仁王般若経田
35	建武 5・4・	1337	沙弥某田地寄進状	新作田	1段		大山寺灯油田
36	延元 3・8・27	1338	地頭藤原範仲田地寄進状	地新	1町		大山寺灯油田
37	曆応 2・6・	1339	地頭藤原範仲・範保連署寄 進状写	所務職		今上皇帝御息災・福寿増 長・國家泰平・營中静謐 ・為当領主安穩延命・万 民快楽・本主刑部卿局頓 證菩提	
38	曆応 4・6・	1341	深草姫君奉書写	所務職		紫宸・騎首、家門昌榮現 未之願	
39	曆応 4・6・17	1341	深草姫君女房奉書	領家職		現当二世の御一門の御祈 り、面々の御菩提	頭密阿宗修学仏性灯 油料
40	曆応 4・6・17	1341	僧覚源寄進状案	領家職		天下泰平・家門長久・御 願成就、北山方大祖累莖 聖靈御菩提	
41	観応 2・8・28	1351	左衛門佐範仲年貢米寄進状	地頭分	年貢米30石		賀古新庄は当年限り
42	観応 2・12・19	1351	左衛門佐範仲地頭職寄進状	新庄地頭職内		宝祚延長・國家泰平、家 門繁榮	
43	延文 3・8・11	1358	隼人佐親広田地寄進状	地頭職		國主皇帝左文武御願円 満、四海静謐、所願成就	大山寺仏生涅槃仏名 会料田
44	応永 22・8・7	1415	沙弥性貞灯油田寄進状	(在所開墾) 友末名内		家門昌榮	
45	応永 23・8・10	1416	沙弥性貞安居米寄進状	新々田了信分			定灯油田 惣社定安居料
46	嘉吉 1・8・26	1441	赤松貞村下地寄進状	開墾利	5段		
47	康正 3・7・2	1457	赤松教貞灯油田寄進状	開墾利	年貢米1石 1斗6升		
48	康正 3・7・2	1457	赤松教貞灯油田寄進状	開墾利	10石		灯油田
49	明応 2・5・9	1493	宗播下地寄進状	開墾利	5段		惣社定安居米
50	明応 8・2・28	1499	源元範護摩料安堵状	悦田垣内下 伊川庄銭方	年貢米 本年貢5斗 3貫600文	宗播追膳(善)	常行堂田 不断護摩料

*『兵庫県史』史料編・中世二、太山寺所蔵および旧蔵文書(京都大学所蔵謄写本)による。
ただし、文書の内容および前後の文書から、適当と思われる文書名に訂正したものがあ
る。
なお、「寄進地」欄の囲み文字は、現地比定が可能である地名を示す。

った。例えば、永仁六年（一二九八）四月、名主成末の子孫である沙弥常念は、先祖が沽却した清水尻田島を、永仁徳政令により返付されたが、「現当二世悉地成就」のため、同田島を大山寺の仏性灯油料に寄進している⁶³⁾。また、嘉暦二年（一三二七）六月、名主為延（沙弥願仏）は、成末との下作職相論を経て「令停止異論競望之沙汰、偏為沙弥願仏後生并」という所願に基づき、係争地の清水尻田島を「本尊薬師如来・三所権現等」に寄進している⁶⁴⁾。名主が沙弥形をとっている点に大山寺との結びつきが想定されるが、右の事例はさらに、大山寺が「競望」「異論」を緩和する装置、すなわち一種の財産権の避難所として観念されていたことを示す。大山寺と名主との日常的な接触を想定しなければ、この事態は理解不能であろう。実際に、前掲の僧琳秀愁申状写には「一 御庄愁吟之時、数年之間、数ヶ度申文書事」とあり、荘家からの愁訴の文書を大山寺僧が作成し、また領家との折衝に当たっていたことがうかがえる。こうした世俗的な実務は、大山寺による反対給付の一つと考えられる。荘鎮守は、名主層に対しても右のような機能を有し、それがさらに寄進を引き付けるといふ循環を有していた。

以上、諸階層による寄進の背景を一瞥したが、大山寺に対する寄進について、もう一つ重要な心意の存在を指摘したい。別表2に見る通り、寄進された土地には荒野が含まれることが多く、寄進後の開発は重要な問題となる。この場合、大山寺の側に開発が委任されることになろう。一方、それとは逆に荒野が開発され、その直後に新田として寄進される例もある。

【史料16】文治三年二月八日梶原景時修造料田寄進状（「旧」七）

一 寄進 八梶原平三景時状也

大山寺講堂修造料田事

合荒野 伍町者

（中略）然間、於伊川庄内荒野者、且雖令開発、為寺領之地、致修学不退之勲行、可祈念平朝臣景時心中之願望也（後略）

【史料17】正嘉三年二月八日某灯油田寄進状写（「旧」二六）

寄進播磨国伊川上御庄

太山寺灯油田事 在同庄散在新田

右田者、常荒田頗経年序之処、去年春之比、地頭御方二言上案内、令開発畢、当山之本尊薬師如来御宝前、毎月八日欲奉勲修十二灯之間、為彼灯油料田令寄進也（後略）

いずれも、開発の完了直後に寄進が行なわれた例である。特に後者の「去年春之比、地頭御方二言上案内、令開発畢」という部分に

ついでには、当初から寄進を目的として開発が行なわれたと解釈せざるを得ない。「開発を行なったから、寄進する」のではなく「寄進するために、開発を行なう」のである。すなわち、開発の目的の一つに、荘鎮守への寄進が存在したことになる。大山寺への信仰が、諸階層による田畠開発を促進しているのである。

中世初期における開発は、民衆の基本的な願望である一方、技術の未発達に見合う形で観念的な危険性を随伴していた⁽⁶⁾。特に地主神による妨害という観念は根強く⁽⁷⁾、寺院の建立に際しては、しばしば地主神からの土地の譲渡という神話が創出される必要があった。大山寺による、熊野・金峯・白山三所権現や惣社大明神の吸収も、地主神の吸収という意義を持つと考えられる。この過程を経た上で、大山寺自体が広領域にわたる擬似的な地主神と化し、開発を推し進める観念的な存在として止揚されたことになる。

寺院社会の基本的特質は、戒律と本尊の存在であり、特に後者は聖俗両界の接点にあり、世俗社会から見れば信心を託する拠り所、寺院社会から見れば檀越の信心を吸引する磁場としての意義を有したと言われる⁽⁸⁾。大山寺の場合、世俗からの寄進は本尊に集中するものの、三所権現および惣社大明神における祭祀・修法のための寄進も少なくない。それは、寺僧集団による荘内寺社の編成・吸収によつて、大山寺の本尊を中心に、地域の神仏が重層的に位置付けられたことによる。本尊の威光は、手放して実現されるものではなく、こうした編成と世俗における願望の受容等を含み込む具体的な操作によつて、達成されるものなのである。

(2) 鎮守における祭祀・修法の機能

寄進によつて大山寺の祭祀・修法が設定されていく流れは、先に確認した通りであるが、これらの行事の幾つかには、地頭・荘官層の参加があつたと見られる。弘安四年(一二八一)八月十日左衛門尉景定書下写⁽⁹⁾を見よう。

【史料18】

放生会田二反既得定

一 八月十五日帝釈御宝前臨時御祝事

御々供入白米一斗 御酒一斗⁽¹⁾是者帝釈御御供也入地頭殿 預所殿⁽²⁾

(2) 御前方之御酒・塩・肴可進之、寺僧・百姓中如此、(3) 但地頭・預所・沙汰人送物酒口不可有之、若志地頭殿・預所殿不被參之時者、不可送進也、神主播磨者可相綺之、(4) 於彼神田者、毎年以記得可引募万雑公事、為御免上者、百姓等無懈怠可令勲仕者也、(5) 渡物者兩寺村々可令勲仕、仍為向後、被定置之処如件

弘安四年八月十日

左衛門尉景定 判

前後する文書から見て、預所代もしくは公文による発給と思われる(3)。誤写の可能性もあり、文意が通じづらいが、以下のように解釈しておく。傍線(1)(3)によれば、帝釈天宝前の臨時祝に預所・地頭が負担する「御供」があった。その反対給付として「酒口(酒肴)」があったが、実際に参加しない場合、それを彼らに「送進」するとは禁じられていた。文書は領家の意向を受けてのものと思われるため、領家の立場からしても荘官と地頭の参加は、鎮守における祭祀・修法執行の理念型であった。一方、別表2にある通り、法会料として預所・地頭双方から同一地が寄進されることがあり、領家役と地頭役の免除は寄進における一つの理想形である。さらに、地頭による寄進の所願として、領家・預所の祈祷が言われており、大山寺を結節点として、地頭と預所の宗教的融和が計られている。寄進の次元ばかりでなく、法会遂行の過程においても、預所と地頭は協同的關係にあることが求められていたのである。

さらに(4)によると、放生会田の耕作は万雑公事の免除という反対給付を受けて、百姓が担当することになっていた。(2)(5)では、両寺(大山・大谷寺僧)と村々(百姓)が共同で「御酒・塩・肴」「渡物」を準備することが定められている。寺外の百姓による準備まで明記されているということは、単なる費用負担ではなく、宝前に供えるまでの一連の作業が含まれていたと考えられる。少なくとも臨時祝の直前まで、百姓は宝前に参集していただろう。これもまた、名主百姓層による祭祀・修法への参加形態の一つである。荘鎮守における祭祀・修法のいくつかにおいては、領家による外護を受けつつ、大山寺僧の主導のもとに荘官・地頭・名主百姓の参加が見られたことになる。こうした各階層の結集と融和性を主導する点が、荘鎮守の機能として最も重要視されるべき事項である。

しかし、注意すべきは、それが本寺や領家の權威を発揚する場としては直接に機能しない点である。諸階層にわたる所願は、基本的に「天下泰平・四海静謐・地頭・領家以下庄民快樂」というものであり、大山寺はそれを実現する主体として、観念の上で大きな位置を占める。領家はあくまで、大山寺に祈祷を委託し、荘官・地頭の宗教的融和を志向する立場で臨んでいるのであり、領家の威厳を荘民に宣揚しようとしているわけではない。本寺の権力にいたっては、寄進状においても言及されることはなく、諸階層においては全く無視されているに等しい。荘園住人にとつて崇めるべき対象は、荘園の外に中央にあるのではなく、荘園の内部に実体をともなうて存在する。すなわち、荘園諸階層においては、大山寺こそが個別の所願を受容し、かつ各階層の宗教的融和を指向する宗教的主体として重

要なのであり、上級権力の存在は副次的なものに過ぎない。しかも、大山寺は後に荘内の布施畑村の領家職を分与されており⁽³⁾、同寺は組織と観念の両面において、ほとんど一個の領主として、伊川荘を境内郷的に編成していくと言つても過言ではない。

以上のように考えた場合、惣荘という地域形成に対する荘鎮守の役割は明白であろう。惣荘の観念は、しばしば村落を超えた荘域外部への政治的発言において語られる⁽⁴⁾。荘園の領域や内包される村落などの点で、実態との差異は当然存在するであろう。しかし、荘園という極めて行政的次元において形成された領域が、住人において帰属すべき領域として観念されたことは重要である。同様に、惣荘もしくはそれに準ずる領域において、鎮守もまた住人が帰属すべき神仏として存在する。後者においては、鎮守の自己運動が明確に観察され、それ自体が地域編成の核として機能している。すなわち、惣荘意識の形成には、鎮守による地域編成が寄与した事情が推測されるのである。地域の形成は、手放して進展するものではなく、多分に寺社の自己運動とそれを取り巻く荘園諸階層の動向に規定されるものであった。これにより、地域の住人は帰属意識に相応する観念的存在を得たと言える。地域形成を促す要因であり、かつ結果として地域的統合に随伴する観念的実在性を有したことが、これが荘園社会における鎮守の最大の存在意義である。

小 結

以上、前章までの総括として、伊川上荘を素材に荘園社会における宗教構造を考察してきた。①村落の寺堂・小社、②在地領主の氏神・氏寺についてはなお問題を残すが、総体としての宗教構造の大要は明らかになったと言える。前章までの考察を踏まえて、ここで簡略に総括を行なつておこう。

村落においては、①と②が排他的な形で存在し、基本的に①の寺堂は葬送、小社は勸農の機能を有したと考えられる。②の氏寺は墓所・持仏堂から発展し、独立した伽藍を構成する指向を有し、氏神は自己の家系への認識を促す他、地域の勸農にまつわる観念の中核に位置する。②は特に在地領主の集团的個性に規定され、外部からの異質性を持ち込む結節点としても機能した。以上を基盤として、③荘鎮守が超越した上部構造として君臨するが、それは決して自然的な発展ではなかった。すなわち、在地の神仏の吸収と寺社の編成、開発願望への対応、諸階層の願望に基づく祭祀・修法の主催を通して、諸階層の現世・来世にわたる欲求を引き付け、免田・寄進を獲得する形で組織の拡大が図られる。それは同時に、惣荘という領域そのものの観念的編成の過程でもあった。

さて、荘園社会における宗教構造が上述のようなものであれば、鎌倉仏教の進展はこれを前提としている筈である。従来、鎌倉仏教は平安期の仏教と対比され、その民衆的性格が強調されてきた。しかし、鎌倉期における民衆への影響力を重視できない、という現在の研究段階を踏まえる以上、安易にその民衆的性格を唱えることはできない。本論においては、中世民衆の圧倒的部分が荘園の住人であるという観点に立ち、荘園社会における寺社の存在形態と宗教構造を明らかにしてきた。つまり、上述の状況こそが中世民衆をとりまく一般的な宗教的環境であり、鎌倉仏教研究に対する一定の前提と基盤は提供し得たということである。

但し、こうした前提を得て次に扱うべきは、いわゆる鎌倉新仏教ではない筈である。現在の研究段階においては、法然・親鸞・日蓮・道元について、民衆との接点は限定されたものとして把握されている。荘園社会における宗教構造を考察した以上、鎌倉仏教の進展は、ここまで掲げてきた民衆における宗教的重みづけという観点から探られねばならない。すなわち、いわゆる鎌倉旧仏教における改革運動こそが、考察の対象とされねばならないのである。

註

- (1) 「太山寺と伊川上庄」『(神戸商科大学)商大論集』五六、一九六三。
- (2) 「太山寺旧藏文書」二、『兵庫県史』史料編・中世二。以下「旧」とする。現藏文書は「現」。なお、旧藏文書の冒頭に「一」とあるのは、後世に写した時点での追筆である。また太山寺は、現藏文書によれば「大山寺」であり、中世の呼称としては大山寺を用いる。
- (3) 「旧」三一。
- (4) 「東播平野(加古川・明石川流域)の条坊(里)について」『地理学評論』二七・七、八、一九五四。
- (5) なお、東郷・前掲参照。
- (6) 本家使・庄公文連署田地寄進状、「旧」三。
- (7) 同年五月日地頭兼預所平朝臣某(梶原景時)田地寄進状写、「旧」四。なお、大山寺藏の裝飾経(妙法蓮華経三十二卷)は平家一門の書写と伝えられる。
- (8) 沙弥長運田地寄進状、「現」一七。
- (9) 『公衡公記』正和四年八月八日条、等。
- (10) 暦応四年六月十七日僧覚源寄進状案(「旧」五二)における「北山方大祖累萬聖靈」と同様な表現であろう。
- (11) 暦応四年六月十七日深草姫君女房奉書、「現」二九。
- (12) 「西園寺家とその所領」『国史学』一四六、一九九二。

- (13) 「雨森善四郎氏所藏文書」、『鎌』三六・二八一四〇。
- (14) なお、王家の別荘としての「深草殿」は史料に散見するが、それとの関係は不明。『師守記』暦応四年二月六日条、康永元年七月十六日条、応安七年三月二十二日条、等参照。
- (15) 「旧」二〇・二一。
- (16) 「小早川什書」仁治四年二月日安芸国沼田荘方正検注目録写、および『尊卑分脈』三、五六〇頁(新訂増補国史大系)。網野・前掲註(12)参照。
- (17) 元亨三年二月二十六日代官法橋覚清下知状写、「旧」三五、正中二年四月日地頭代官僧某下知状写、「旧」三八、嘉暦二年五月四日地頭代官藤原某下知状写、「旧」四〇。
- (18) 高橋昌明「西国地頭と王朝貴族」『日本史研究』二三一、一九八一、石井進「古今著聞集」の鎌倉武士たち」『鎌倉武士の実像』平凡社、一九八七。
- (19) 「旧」一〇。
- (20) 文覚である可能性が高い。「性海寺文書」建久七年四月十一日播磨国宣案、『兵庫県史』史料編・中世二。
- (21) 承元三年八月日住僧琳秀等勸進状写、「旧」一二。
- (22) 東郷・前掲註(2)、阿部泰郎「播磨中世天台寺院と修正会」『古代研究』一二、一九七七、『兵庫県史』通史編二、五二三〜五二八頁。
- (23) 弘安八年九月日堂舎・鐘樓等再造立勸進状、「現」八。
- (24) 木版墨刷。刊記は弘安二年、同四年、同五年のもの。写真は『太山寺の名宝展』神戸市立博物館、一九九三。
- (25) 苅米「荘園公領における僧侶・神主職について」『信濃』四六一一〇、一九九四。
- (26) 平「中世宗教の社会的展開」『講座日本歴史』三、中世一、東京大学出版会、一九八四。
- (27) 建久五年八月日領家書下写、「旧」一〇、嘉禎二年十二月二十九日領家下文写、「旧」二四。
- (28) (康永元年)七月三日領家御教書、「現」三〇、等。
- (29) 建治二年閏三月二十六日大山寺掟書、「現」五。
- (30) 父・公相は文永四年(一二六七)十月に死去している。確認できる実兼の花押形の初見は弘安九年六月十八日のものであり、史料7のものと相似するが、断定はできない。『花押鑑』二八四二、参照。
- (31) 年月日未詳覚書、「旧」一六。
- (32) 「如意寺文書」貞応三年正月廿二日延暦寺政所下文案、康暦二年六月日吉十禅師社御油神人職補任状、『兵庫県史』史料編・中世二。

- (33) 貞和二年六月十九日大山寺規式起請文、「現」三一。
- (34) 承元三年八月日大山寺住僧等勸進状写、「旧」一二。
- (35) 「如意寺文書」康応元年十月十日満助神田寄進状写、
『兵庫県史』史料編・中世二。
- (36) 「現」三一。
- (37) 「旧」一三。
- (38) 「現」三七。
- (39) 小山靖憲「中世根来寺の組織と経営」『中世寺社と荘園制』塙書房、一九九八。
- (40) 稲葉伸道『中世寺院の権力構造』岩波書店、一九九七、永村眞『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八八、大石雅章「寺院と中世社会」『岩波講座 日本通史』八、中世二、岩波書店、一九九四、久野修義『日本中世の寺院と社会』塙書房、一九九九、等。
- (41) 年未詳七月三日領家御教書、「現」三〇。
- (42) 建武三年八月六日足利直義書下、「現」二五、延元元年十月十三日金谷経氏地頭職宛行状、「現」二六。
- (43) 時期は下るが、天文十二年大山寺内検目録取帳（「現」五九）には、薬師院・胎藏院・密教院・阿弥陀院および常林房・宝光房・西藏房・谷之房・松本房・金藏房・宝積房・常楽房・吉祥房・宝藏房・梅本房・安養房・東藏房・地藏房・三諦房・持禅房・宝珠房・桜本房・正藏房・実藏房・中房が見える。
- (44) 永村眞「『院家』の創設と発展」前掲註（41）書。
- (45) 竹内理三「変質期寺領荘園の構造」『社会経済史学』一〇一〜一三、一九三六、豊田武「寺院本末関係の発生とその発展」『日本宗教制度史の研究』厚生閣、一九三八。
- (46) 川合康「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」『ヒストリア』一二六、一九九〇。
- (47) 「里出」という事実は、先の史料10においても確認される。
- (48) 同年六月十九日領家御教書写、「旧」四六、同年同月日大山寺衆徒等言上状写、「旧」四八、等。
- (49) 寿永二年二月十日日本家使・庄公文連署田地寄進状、「旧」三。
- (50) 「旧」四。
- (51) 同月六日僧琳秀愁申状写、「旧」一一。
- (52) 嘉禎四年八月十二日地頭尚景下知状、「現」二、貞永二年二月日沙弥某書下写、「旧」二二、文永四年五月二十日地頭代・公文連署下知状写、「旧」二七。
- (53) 例えば、高野山における山上と山麓の関係を参照。西口

- 順子「山・里・女人」『月刊百科』二六一、一九八四、平瀬直樹「中世寺院の組織構造と庄園支配」『日本史研究』二六七、一九八四、等。
- (54) 寿永三年五月地頭兼預所平朝臣某田地寄進状写、「旧」四。
- (55) 永仁六年十月二十一日預所沙弥某田地寄進状写、「旧」三一、正安元年地頭代官僧某田地寄進状写、「旧」三二。なお、敷金寺は、現・上脇の天台宗福林寺にあたるか。
- (56) 嘉禎二年十二月二十九日領家下文写、「旧」二四。
- (57) 藤原修「田の神と年神」『田の神・稲の神・年神』岩田書院、一九九六、初出一九九〇。なお、兵庫県下における大歳神・年神祭祀の事例については、西谷勝也『季節の神々』慶友社、一九七〇。
- (58) 「内検」の語は、前掲の規式起請文に見える。「現」三一。
- (59) 同様な過程は、湯浅治久「『近江大原観音寺文書』における帳簿群の性格と機能」『駿台史学』一〇一、一九九七、参照。
- (60) 嘉禎二年三月八日地頭景隆田地寄進状、「現」一。
- (61) 永仁六年四月二十二日沙弥常念田畠寄進状、「現」一五。
- (62) 同月二十日沙弥願仏寄進状写、「旧」四二。
- (63) 戸田・前掲。
- (64) 『今昔物語集』巻一〇の一連の説話、および『大日本国法華験記』巻下・一八、等。
- (65) 永村眞「寺院社会史と史料論」『中世寺院史料論』吉川弘文館、二〇〇〇。
- (66) 「旧」二九。
- (67) 正応二年十一月二十三日預所紀某田地寄進状（「現」一）
 二）・同三年十一月二十七日左衛門尉某田地寄進状写（「旧」三〇）の署判者は「預所左衛門尉紀」「左衛門尉」であり、同一人物と思われる。史料17も同一人Ⅱ預所かと思われるが、自らを「預所殿」と呼ぶとは考えにくく、また領家の下知に関する内容であるので、預所代もしくは公文と判断した。
- (68) 暦応四年六月十七日深草姫君局奉書写、「旧」五一。
- (69) 榎原雅治「地域社会における『村』の位置」『歴史評論』五七五、一九九八。